



# 金 沢 市 公 報

号外第 2 2 号

令和6年(2024年)12月20日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 条 例		○金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 ( " ) 30
○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (文書法制課)	1	○金沢市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 (生活支援課) 31
○金沢市犯罪被害者等支援条例 (ダイバーシティ人権政策課)	4	○金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (保育幼稚園課) 31
○金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 (デジタル行政戦略課)	7	
○特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (人 事 課)	9	
○職員の給与に関する条例及び金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 ( " )	11	

## 条 例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

金沢市長 村 山 卓

### ◎金沢市条例第53号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

#### 目次

第1章 関係条例の一部改正(第1条—第18条)

第2章 経過措置

第1節 通則(第19条・第20条)

第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に伴う経過措置(第21条・第22条)

第3節 その他(第23条)

#### 附則

第1章 関係条例の一部改正

(金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正)

第1条 金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例(昭和24年条例第354号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第27条第1項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条に次の1項を加える。

3 刑法（明治40年法律第45号）第27条第3項（第2号に係る部分に限る。）及び第27条の7第3項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、前2項の規定の適用に関しては、これを適用しない。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第21条の2第3号及び第4号並びに第21条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正）

第3条 職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和26年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（金沢市職員退職手当支給条例の一部改正）

第4条 金沢市職員退職手当支給条例（昭和28年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号及び第5項第2号、第13条の見出し及び同条第1項第1号、第14条第1項第1号並びに第16条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（金沢都市計画事業金沢駅武蔵北地区第1種市街地再開発事業施行に関する条例の一部改正）

第5条 金沢都市計画事業金沢駅武蔵北地区第1種市街地再開発事業施行に関する条例（昭和57年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正）

第6条 金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第15条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（金沢市消防団条例の一部改正）

第7条 金沢市消防団条例（平成3年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正）

第8条 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成4年条例第66号）の一部を次のように改正する。

第58条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（金沢市屋外広告物等に関する条例の一部改正）

第9条 金沢市屋外広告物等に関する条例（平成7年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第38条の2中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（金沢市環境保全条例の一部改正）

第10条 金沢市環境保全条例（平成9年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第81条から第83条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(金沢市中央卸売市場業務条例の一部改正)

第11条 金沢市中央卸売市場業務条例(平成12年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第6条第5項第3号イ、第12条第5項第2号、第19条第5項第2号及び第31条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部改正)

第12条 金沢市公設花き地方卸売市場業務条例(平成12年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項第3号イ、第12条第5項第2号、第19条第4項第2号及び第31条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例の一部改正)

第13条 金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例(平成19年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(金沢市行政不服審査会条例の一部改正)

第14条 金沢市行政不服審査会条例(平成27年条例第53号)の一部を次のように改正する。

第6条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(金沢市宿泊税条例の一部改正)

第15条 金沢市宿泊税条例(平成30年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(金沢市公文書等の管理に関する条例の一部改正)

第16条 金沢市公文書等の管理に関する条例(令和3年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第41条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(金沢市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正)

第17条 金沢市情報公開及び個人情報保護審査会条例(令和5年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第19条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第18条 金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例等の一部を改正する条例(令和5年条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第8項から第10項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

## 第2章 経過措置

### 第1節 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第19条 この条例の施行前にした行為の処罰の適用については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例に

よることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。（人の資格に関する経過措置）

第20条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

#### 第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に伴う経過措置

（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第21条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第21条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（金沢市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

第22条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の金沢市職員退職手当支給条例第12条第1項及び第5項、第13条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第16条第4項並びに金沢市職員退職手当支給条例第16条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

#### 第3節 その他

（経過措置の規則への委任）

第23条 この章に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

金沢市犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

令和6年12月20日

金沢市長 村 山 卓

## ◎金沢市条例第54号

## 金沢市犯罪被害者等支援条例

## 目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 犯罪被害者等の支援に関する基本的な施策等（第7条—第20条）

第3章 雑則（第21条）

## 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、もって市民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。

(2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。

(3) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷その他これらに類する行為により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

(4) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。

(5) 関係機関等 国、石川県、石川県警察、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

（基本理念）

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穩な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

4 犯罪被害者等の支援は、市及び関係機関等が相互に連携を図りながら協力して行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、本市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、本市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 犯罪被害者等の支援に関する基本的な施策等

（相談及び情報の提供等）

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

（見舞金の支給に係る制度の整備等）

第8条 市は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給に係る制度の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

（日常生活の支援）

第9条 市は、関係機関等と連携し、犯罪被害者等に対し、日常生活の維持のために必要な施策を講ずるものとする。

（心身に受けた影響からの回復）

第10条 市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（安全の確保）

第11条 市は、犯罪被害者等が更なる被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（居住の安定）

第12条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（雇用の安定）

第13条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(市内に住所を有しない犯罪等の被害者の支援)

第14条 市は、市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により被害を受けたときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、必要な情報の提供を行うものとする。

(個人情報 の 適切な管理)

第15条 市、事業者及び関係機関等は、犯罪被害者等又はその関係者から提供を受けた個人情報 を適切に取り扱わなければならない。

(市民の理解の増進)

第16条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について市民の理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成)

第17条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等犯罪被害者等の支援を担う人材を養成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第18条 市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進することができるよう、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映)

第19条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、本市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映するよう努めるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第20条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でない と認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

### 第3章 雑則

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

金沢市長 村 山 卓

### ◎金沢市条例第55号

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

別表第1中3の項を6の項とし、2の項を5の項とし、1の項を4の項とし、同項の前に次のように加える。

1 市長	高齢者等の医療費の助成に関する条例（昭和45年条例第4号）による高齢者及び重度心身障害者に対する医療費の助成（以下「心身障害者医療費助成」という。）に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	高齢者等の医療費の助成に関する条例による母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童又は父母のない児童に対する医療費の助成（以下「ひとり親家庭等医療費助成」という。）に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	子育て支援医療費助成に関する条例（昭和48年条例第2号）による医療費の助成（以下「子育て支援医療費助成」という。）に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2中17の項を20の項とし、16の項を19の項とし、15の項の次に次のように加える。

16 市長	心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険等給付関係情報、ひとり親家庭等医療費助成に関する情報又は子育て支援医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの
17 市長	ひとり親家庭等医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険等給付関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、心身障害者医療費助成に関する情報又は子育て支援医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの
18 市長	子育て支援医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険等給付関係情報、心身障害者医療費助成に関する情報又はひとり親家庭等医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3の3の項中「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）」を「児童扶養手当関係情報」に改める。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、情報通信技

術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

金沢市長 村 山 卓

## ◎金沢市条例第56号

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

（金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第3条 金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第4条 金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

（金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第5条 金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和32年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第6条 金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

（金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正）

第7条 金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第8条 金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第9条 金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和52年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第10条 金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第11条 金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例(平成25年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「309,200円」を「310,000円」に改め、同条第6項ただし書中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第12条 金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第6項ただし書中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条及び第12条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定、第7条の規定による改正後の金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定、第9条の規定による改正後の金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定及び第11条の規定による改正後の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。ただし、同条の規定による改正後の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例第2条第4項の規定は、同年4月1日から適用する。

(期末手当等の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定、第7条の規定による改正後の金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定、第9条の規定による改正後の金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定及び第11条の規定による改正後の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正前の金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正前の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定、第7条の規定による改正前

の金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定及び第9条の規定による改正前の金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当並びに第11条の規定による改正前の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された初任給調整手当及び期末手当は、それぞれ第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定、第7条の規定による改正後の金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定及び第9条の規定による改正後の金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定による期末手当並びに第11条の規定による改正後の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定による初任給調整手当及び期末手当の内払とみなす。

職員の給与に関する条例及び金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第57号

職員の給与に関する条例及び金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第10条の3第1項第1号中「309,200円」を「310,000円」に改め、同項第2号中「51,100円」を「51,600円」に改め、同項第3号中「50,300円」を「50,800円」に改める。

第21条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第4条関係)

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,900	230,600	261,900	288,000	310,500	335,800	374,300	416,600	466,600
	2	185,000	232,100	262,900	289,600	312,200	337,700	376,900	419,000	469,700
	3	186,200	233,600	263,900	291,100	314,000	339,500	379,200	421,500	472,700
	4	187,300	235,100	264,900	292,600	315,500	341,300	381,400	423,900	475,700

金 沢 市 公 報

5	188,500	236,600	265,900	294,100	316,900	343,000	383,300	425,800	478,700
6	190,200	238,100	266,900	295,600	318,200	344,700	385,600	427,900	481,800
7	191,800	239,600	267,900	297,000	319,500	346,300	387,700	430,000	484,800
8	193,400	241,100	268,900	298,300	320,800	348,000	389,700	432,200	487,900
9	195,000	242,600	269,900	299,500	322,100	349,600	391,700	434,100	490,600
10	196,700	244,000	270,900	301,000	323,900	351,300	394,000	436,200	493,700
11	198,300	245,400	272,000	302,500	325,700	352,900	396,200	438,300	496,700
12	199,900	246,800	273,000	303,900	327,400	354,500	398,500	440,300	499,800
13	201,500	248,000	274,000	305,300	329,100	356,100	400,700	442,000	502,500
14	203,200	249,200	275,000	306,400	330,800	357,800	403,000	443,800	504,800
15	204,900	250,400	276,000	307,400	332,500	359,400	405,200	445,700	507,100
16	206,600	251,600	277,100	308,600	334,200	361,000	407,500	447,600	509,400
17	207,900	252,700	278,100	309,800	335,800	362,600	409,300	449,400	511,400
18	209,500	253,800	279,400	311,400	337,500	364,400	411,200	451,200	512,800
19	211,100	254,900	280,700	313,000	339,200	365,900	413,100	453,000	514,300
20	212,600	256,000	281,900	314,700	340,800	367,500	414,900	454,700	515,700
21	214,100	257,000	283,200	316,200	342,300	368,900	416,700	456,500	516,900
22	215,700	258,000	284,500	317,800	343,900	370,500	418,500	458,000	518,300
23	217,300	259,000	285,700	319,400	345,500	372,100	420,300	459,400	519,800
24	218,900	260,000	286,900	321,000	347,000	373,600	422,100	460,900	521,300
25	220,500	261,000	288,000	322,500	348,400	375,500	423,700	462,300	522,500
26	222,200	261,900	289,200	324,200	350,100	377,400	425,200	463,600	523,600
27	223,500	262,800	290,500	325,800	351,700	379,300	426,700	464,900	524,800
28	224,800	263,700	291,800	327,400	353,300	381,100	428,200	466,100	526,000
29	226,100	264,500	293,100	328,800	354,500	382,600	429,700	467,100	527,000
30	227,200	265,300	294,100	330,500	356,100	384,400	431,000	467,800	527,900
31	228,300	266,100	295,100	332,200	357,600	386,100	432,300	468,500	528,800
32	229,400	266,900	296,200	333,800	359,100	387,700	433,500	469,200	529,700
33	230,600	267,600	297,300	335,000	360,800	389,400	434,700	469,900	530,500
34	231,700	268,400	298,500	336,900	362,600	390,800	436,000	470,600	531,400
35	232,800	269,200	299,600	338,600	364,300	392,200	437,300	471,200	532,100
36	233,900	269,900	300,800	340,200	366,000	393,600	438,600	471,800	532,600
37	235,000	270,600	302,000	341,700	367,400	395,000	439,800	472,300	533,300
38	236,000	271,400	303,300	343,300	368,700	396,200	440,600	472,900	533,900
39	237,000	272,300	304,600	344,900	369,900	397,500	441,400	473,500	534,700
40	237,900	273,000	305,900	346,500	371,300	398,500	442,200	474,100	535,300
41	238,800	273,700	307,200	348,200	372,400	399,600	442,800	474,600	535,800
42	239,700	274,500	308,500	350,000	373,300	400,800	443,400	475,100	
43	240,500	275,300	309,800	351,800	374,300	401,900	444,000	475,500	
44	241,300	276,000	311,100	353,600	375,400	403,000	444,600	475,800	
45	242,000	276,700	312,400	355,200	376,200	403,700	445,300	476,100	
46	242,600	277,400	313,800	356,600	377,100	404,400	446,100		
47	243,200	278,100	315,100	358,000	378,000	405,100	446,500		
48	243,800	278,800	316,200	359,400	378,800	405,800	447,200		
49	244,400	279,500	317,100	360,900	379,600	406,400	447,700		
50	245,000	280,200	318,400	361,700	380,400	407,000	448,100		
51	245,600	280,900	319,700	362,700	381,200	407,500	448,500		
52	246,100	281,600	321,000	363,700	381,900	407,900	448,900		
53	246,600	282,200	322,200	364,600	382,600	408,300	449,300		

金 沢 市 公 報

	54	247,000	282,900	323,500	365,700	383,300	408,500	449,700	
	55	247,300	283,500	324,700	366,600	384,000	408,800	450,100	
	56	247,600	284,200	325,900	367,600	384,700	409,100	450,400	
	57	247,900	284,800	327,200	368,500	385,200	409,400	450,700	
	58	248,200	285,500	328,300	369,200	385,800	409,700	451,100	
	59	248,500	286,100	329,400	369,900	386,400	410,000	451,400	
	60	248,800	286,800	330,500	370,500	387,100	410,300	451,700	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	249,100	287,400	331,200	370,900	387,500	410,500	452,000	
	62	249,400	288,100	332,100	371,500	388,100	410,800		
	63	249,700	288,700	332,800	372,200	388,700	411,100		
	64	250,000	289,200	333,600	372,900	389,200	411,400		
	65	250,300	289,700	334,400	373,200	389,600	411,600		
	66	250,600	290,300	334,800	373,900	390,200	411,900		
	67	250,900	290,800	335,400	374,600	390,800	412,200		
	68	251,200	291,400	336,100	375,200	391,300	412,500		
	69	251,500	291,900	336,900	375,500	391,700	412,700		
	70	251,800	292,400	337,600	376,000	392,200	413,000		
	71	252,100	293,000	338,300	376,600	392,700	413,300		
	72	252,400	293,600	338,900	377,200	393,300	413,500		
	73	252,700	294,100	339,400	377,500	393,600	413,700		
	74	253,000	294,600	340,000	378,100	394,000	414,000		
	75	253,300	295,000	340,500	378,800	394,400	414,300		
	76	253,600	295,300	341,100	379,400	394,800	414,500		
	77	253,900	295,500	341,400	379,800	395,100	414,700		
	78	254,200	295,800	341,900	380,300	395,400	415,000		
	79	254,500	296,000	342,300	380,900	395,700	415,300		
	80	254,800	296,300	342,700	381,400	395,900	415,500		
81	255,100	296,500	343,100	381,900	396,100	415,700			
82	255,400	296,700	343,600	382,500	396,400	416,000			
83	255,700	297,000	344,100	383,000	396,700	416,300			
84	256,000	297,200	344,600	383,300	397,000	416,500			
85	256,300	297,500	344,900	383,700	397,200	416,700			
86	256,600	297,800	345,300	384,200	397,500				
87	256,900	298,100	345,700	384,600	397,800				
88	257,200	298,400	346,100	385,000	398,000				
89	257,500	298,700	346,400	385,400	398,200				
90	257,800	299,000	346,800	385,900	398,500				
91	258,100	299,300	347,200	386,300	398,800				
92	258,400	299,700	347,600	386,700	399,000				
93	258,700	299,900	347,800	387,000	399,200				
94		300,100	348,200						
95		300,400	348,600						
96		300,800	349,000						
97		301,000	349,200						
98		301,300	349,600						
99		301,700	350,000						
100		302,100	350,300						
101		302,300	350,600						
102		302,600	351,000						

	103		302,900	351,400						
	104		303,200	351,800						
	105		303,400	352,300						
	106		303,700	352,700						
	107		304,000	353,100						
	108		304,300	353,500						
	109		304,500	354,000						
	110		304,900	354,400						
	111		305,300	354,700						
	112		305,600	355,100						
	113		305,800	355,600						
	114		306,000							
	115		306,300							
	116		306,700							
	117		306,900							
	118		307,100							
	119		307,400							
	120		307,700							
	121		308,100							
	122		308,300							
	123		308,600							
	124		308,900							
	125		309,200							
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,500	220,000	260,600	280,400	295,600	321,400	363,600	397,200	449,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第26条及び第27条に規定する職員を除く。

別表第2 (第4条関係)

教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	200,400	246,900	298,900	355,500	424,900
	2	202,700	248,400	300,700	356,900	426,700
	3	205,000	249,800	302,500	358,300	428,500
	4	207,200	251,200	304,300	359,700	430,100
	5	209,400	252,600	306,100	361,100	431,600
	6	211,700	253,800	307,900	362,400	433,100
	7	213,900	255,000	309,700	363,700	434,900
	8	216,100	256,200	311,400	365,000	436,700
	9	218,300	257,600	313,100	366,200	438,400
	10	220,500	258,800	315,000	367,700	440,300
	11	222,700	260,100	316,800	369,200	442,200
	12	224,900	261,400	318,600	370,600	444,000

13	227, 100	262, 700	320, 500	371, 900	445, 700
14	229, 200	264, 600	322, 300	373, 400	447, 600
15	231, 400	266, 400	324, 100	374, 900	449, 400
16	233, 500	268, 200	325, 800	376, 300	451, 300
17	235, 600	269, 900	327, 400	377, 700	453, 000
18	237, 400	272, 200	329, 300	379, 200	454, 800
19	239, 100	274, 400	331, 200	380, 600	456, 600
20	240, 800	276, 600	333, 100	382, 000	458, 400
21	242, 500	278, 800	334, 900	383, 400	460, 000
22	243, 800	281, 000	336, 900	384, 900	461, 700
23	245, 100	283, 200	338, 700	386, 400	463, 600
24	246, 400	285, 300	340, 500	387, 800	465, 300
25	247, 600	287, 300	342, 200	389, 100	467, 000
26	248, 800	289, 200	343, 900	390, 600	468, 600
27	250, 000	291, 100	345, 500	392, 100	470, 100
28	251, 200	292, 900	347, 100	393, 600	471, 600
29	252, 300	294, 700	348, 700	395, 000	473, 100
30	253, 500	296, 600	350, 000	396, 500	474, 400
31	254, 700	298, 400	351, 200	398, 100	475, 700
32	255, 900	300, 100	352, 400	399, 600	477, 000
33	257, 000	301, 800	353, 700	401, 000	478, 200
34	258, 300	303, 600	355, 400	402, 600	478, 900
35	259, 600	305, 300	357, 000	404, 200	479, 600
36	260, 900	306, 900	358, 500	405, 700	480, 400
37	262, 300	308, 500	360, 000	406, 900	481, 000
38	263, 700	310, 200	361, 600	408, 300	
39	265, 000	312, 000	363, 200	409, 700	
40	266, 300	313, 800	364, 700	411, 000	
41	267, 600	315, 100	366, 200	412, 600	
42	268, 600	317, 000	367, 800	414, 000	
43	269, 600	318, 800	369, 400	415, 300	
44	270, 500	320, 500	370, 900	416, 700	
45	271, 200	322, 200	372, 400	418, 100	
46	272, 100	324, 100	374, 000	419, 400	
47	272, 900	325, 800	375, 600	420, 900	
48	273, 700	327, 500	377, 100	422, 400	
49	274, 500	329, 200	378, 600	424, 000	
50	275, 300	331, 000	380, 100	425, 400	
51	276, 000	332, 800	381, 600	427, 000	
52	276, 800	334, 500	383, 000	428, 500	
53	277, 600	336, 200	384, 400	430, 200	
54	278, 400	337, 500	385, 900	431, 700	
55	279, 200	338, 800	387, 300	433, 300	
56	280, 000	340, 100	388, 700	434, 900	
57	280, 700	341, 600	390, 200	436, 400	
58	281, 300	343, 200	391, 800	437, 900	
59	282, 100	344, 700	393, 400	439, 200	
60	283, 000	346, 300	394, 800	440, 400	
61	283, 800	347, 800	396, 000	441, 600	
62	284, 400	349, 400	397, 500	442, 900	
63	285, 200	351, 000	398, 900	444, 100	
64	285, 900	352, 500	400, 200	445, 300	

	65	286,900	354,000	401,400	446,400
	66	287,700	355,700	402,600	447,600
	67	288,500	357,300	403,900	448,800
	68	289,200	358,800	405,200	450,000
	69	289,900	360,300	406,500	451,200
	70	290,700	361,900	407,800	452,400
	71	291,500	363,500	409,200	453,600
	72	292,200	365,000	410,400	454,800
	73	292,900	366,500	411,600	455,900
	74	293,600	368,100	413,000	456,500
	75	294,300	369,700	414,400	457,000
	76	294,900	371,200	415,700	457,500
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	77	295,500	372,700	416,900	458,000
	78	296,200	374,100	418,100	
	79	296,900	375,500	419,400	
	80	297,500	376,800	420,800	
	81	298,100	378,100	422,100	
	82	298,800	379,500	423,300	
	83	299,500	380,900	424,300	
	84	300,200	382,200	425,500	
	85	300,900	383,300	426,700	
	86	301,700	384,700	427,800	
	87	302,400	386,000	429,000	
	88	303,100	387,300	430,000	
	89	303,800	388,500	431,100	
	90	304,700	389,800	432,100	
	91	305,500	390,900	433,100	
	92	306,300	392,100	434,100	
93	306,800	393,300	435,000		
94	307,600	394,400	435,800		
95	308,400	395,600	436,600		
96	309,200	396,900	437,400		
97	309,900	398,300	438,100		
98	310,700	399,300	438,600		
99	311,500	400,300	439,000		
100	312,200	401,300	439,400		
101	313,000	402,200	439,800		
102	314,000	403,200	440,100		
103	314,900	404,300	440,400		
104	315,700	405,400	440,600		
105	316,300	406,100	440,900		
106	317,100	407,000	441,200		
107	317,900	407,900	441,500		
108	318,700	408,800	441,700		
109	319,400	409,600	441,900		
110	319,800	410,400	442,200		
111	320,200	411,200	442,500		
112	320,700	412,000	442,700		
113	321,200	412,600	442,900		
114	321,600	413,300	443,200		
115	322,100	414,000	443,500		
116	322,500	414,700	443,700		

	117	323,000	415,300	443,900		
	118	323,500	415,800			
	119	323,900	416,200			
	120	324,400	416,500			
	121	324,900	416,800			
	122	325,300	417,100			
	123	325,800	417,400			
	124	326,300	417,600			
	125	326,900	417,800			
	126	327,200	418,100			
	127	327,500	418,400			
	128	327,800	418,600			
	129	328,000	418,800			
	130	328,300	419,100			
	131	328,600	419,400			
	132	328,800	419,600			
	133	329,000	419,800			
	134	329,200	420,100			
	135	329,400	420,400			
	136	329,700	420,600			
	137	330,000	420,800			
	138	330,200	421,100			
	139	330,500	421,400			
	140	330,800	421,600			
	141	331,000	421,800			
	142	331,200	422,100			
	143	331,500	422,400			
	144	331,700	422,600			
	145	332,000	422,800			
	146	332,200				
	147	332,500				
	148	332,800				
	149	333,000				
	150	333,200				
	151	333,500				
	152	333,800				
	153	334,000				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額				
		円	円	円	円	円
		239,100	279,800	308,900	337,400	422,900

備考

- この表は、金沢市立工業高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、実習教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3（第4条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	292,100 円	370,900 円	427,700 円	485,600 円
	2	294,400	373,500	429,700	487,400
	3	296,700	376,000	431,700	489,200
	4	298,900	378,500	433,600	491,000
	5	301,000	381,000	435,500	492,800
	6	304,500	383,700	437,100	494,500
	7	308,000	386,400	438,800	496,200
	8	311,400	389,000	440,400	497,900
	9	314,900	391,100	442,000	499,600
	10	318,400	393,600	443,800	501,700
	11	321,800	396,100	445,600	503,800
	12	325,200	398,700	447,400	505,900
	13	328,600	401,300	449,200	507,900
	14	332,100	404,000	451,000	509,800
	15	335,500	406,600	452,800	511,900
	16	338,900	409,100	454,600	513,900
	17	342,300	411,500	456,200	515,800
	18	345,400	413,700	458,200	517,800
	19	348,500	415,800	460,100	519,800
	20	351,600	417,900	462,000	521,600
	21	354,800	420,000	463,400	523,500
	22	358,000	421,500	465,200	525,300
	23	361,100	423,000	467,000	527,100
	24	364,100	424,500	468,800	528,900
	25	367,100	425,900	470,600	530,500
	26	369,400	427,400	472,400	532,300
	27	371,700	428,900	474,200	534,100
	28	373,900	430,300	476,000	535,900
	29	375,800	431,700	477,800	537,500
	30	377,500	433,200	479,600	539,300
	31	379,200	434,700	481,500	541,100
	32	381,000	436,100	483,300	542,800
	33	382,800	437,500	485,100	544,400
	34	384,600	439,100	487,000	546,200
	35	386,200	440,600	488,900	547,900
	36	387,600	442,000	490,800	549,600
	37	389,000	443,400	492,700	551,100
	38	390,500	444,800	494,400	552,700
	39	392,000	446,200	496,200	554,100
	40	393,500	447,600	498,000	555,700
	41	395,000	449,000	499,600	557,200
	42	395,700	450,400	501,400	558,600
	43	396,300	451,800	503,200	560,000
	44	397,100	453,200	504,800	561,300
	45	398,000	454,600	506,200	562,500
	46	398,600	456,000	507,900	563,500
	47	399,200	457,400	509,700	564,600
定年	48	399,800	458,800	511,400	565,600

前再					
任用	49	400,400	460,200	512,900	566,600
短時	50	400,900	461,900	514,200	567,500
間勤	51	401,400	463,500	515,500	568,400
務職	52	401,900	465,100	516,800	569,300
員以					
外の	53	402,400	466,700	517,800	570,100
職員	54	402,800	467,900	519,100	571,000
	55	403,200	469,100	520,400	571,900
	56	403,600	470,200	521,700	572,800
	57	404,000	471,200	522,800	573,700
	58	404,400	472,200	523,600	574,600
	59	404,800	473,100	524,400	575,500
	60	405,200	473,900	525,200	576,200
	61	405,600	474,600	526,100	577,100
	62	406,000	475,300	526,900	578,000
	63	406,400	476,000	527,700	578,900
	64	406,800	476,600	528,400	579,800
	65	407,100	477,300	529,200	580,700
	66		478,000	530,000	
	67		478,600	530,700	
	68		479,200	531,600	
	69		479,500	532,500	
	70		480,100	533,300	
	71		480,900	534,200	
	72		481,600	535,100	
	73		482,000	535,900	
	74		482,600	536,800	
	75		483,300	537,700	
	76		484,000	538,400	
	77		484,400	539,200	
	78		485,000	540,100	
	79		485,600	541,000	
	80		486,100	541,900	
	81		486,600	542,700	
	82		487,100	543,600	
	83		487,600	544,500	
	84		488,100	545,400	
	85		488,500	546,200	
	86		489,000	547,100	
	87		489,400	548,000	
	88		489,900	548,900	
	89		490,400	549,700	
	90		491,000		
	91		491,600		
	92		492,000		
	93		492,500		
	94		493,100		
	95		493,700		
	96		494,200		
	97		494,700		
定年		基 準	基 準	基 準	基 準
前再		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額

任用 短時 間勤 務職 員	円	円	円	円
	302,400	345,200	400,500	474,400

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	189,100	227,900	259,100	279,300	304,200	341,900	380,400	445,000
	2	191,200	229,200	260,300	280,100	305,700	343,600	382,700	447,600
	3	193,300	230,600	261,400	280,900	307,200	345,300	385,000	450,100
	4	195,400	231,900	262,500	281,700	308,700	346,900	387,300	452,700
	5	197,400	233,100	263,600	282,500	310,200	348,500	389,600	455,100
	6	199,400	234,200	264,400	283,300	311,600	350,200	392,200	457,600
	7	201,400	235,200	265,200	284,100	313,000	351,800	394,800	460,100
	8	203,200	236,200	266,000	284,800	314,500	353,400	397,500	462,600
	9	205,000	237,300	266,800	285,500	315,800	355,100	399,600	465,000
	10	206,900	238,500	267,600	286,200	317,200	356,800	401,800	467,400
	11	208,800	239,800	268,400	286,900	318,600	358,500	404,000	470,000
	12	210,900	241,100	269,200	287,700	320,000	360,100	406,200	472,400
	13	212,600	242,400	270,000	288,500	321,400	361,600	408,200	474,900
	14	214,600	243,700	270,800	289,300	323,000	363,300	410,200	476,400
	15	216,800	245,000	271,700	290,100	324,500	364,900	412,200	477,700
	16	218,900	246,200	272,500	290,800	326,000	366,500	414,200	479,000
	17	221,000	247,400	273,300	291,500	327,500	368,100	416,000	480,200
	18	222,100	248,600	274,100	292,600	329,100	369,700	417,900	481,600
	19	223,200	249,800	274,900	293,700	330,600	371,300	419,800	482,900
	20	224,300	251,000	275,700	294,900	332,100	372,900	421,600	484,200
	21	225,400	252,100	276,500	296,100	333,600	374,500	423,400	485,400
	22	226,300	253,000	277,300	297,300	335,200	376,500	425,000	486,800
	23	227,200	253,800	278,100	298,500	336,700	378,500	426,600	488,200
	24	228,100	254,600	278,900	299,700	338,200	380,500	428,100	489,400
	25	229,000	255,400	279,700	300,900	339,700	381,900	429,600	490,800
	26	230,000	256,200	280,600	302,100	341,300	383,600	430,900	492,100
	27	230,900	257,000	281,500	303,300	342,900	385,300	432,200	493,500
	28	231,800	257,800	282,300	304,500	344,400	387,000	433,500	494,900
	29	232,700	258,600	283,100	305,700	345,700	388,700	434,800	496,300
	30	233,600	259,400	284,000	306,900	347,200	390,200	436,000	497,400
	31	234,500	260,200	284,900	308,000	348,700	391,700	437,200	498,500
	32	235,400	261,000	285,700	309,200	350,200	393,200	438,300	499,600
	33	236,200	261,800	286,500	310,500	351,700	394,500	439,600	500,700
	34	237,000	262,600	287,600	311,700	353,200	395,800	440,700	501,600
	35	237,800	263,300	288,600	312,900	354,700	397,200	441,900	502,500
	36	238,600	264,100	289,600	314,200	356,200	398,300	443,100	503,400
	37	239,400	265,000	290,600	315,400	357,600	399,400	444,200	504,400
	38	240,200	265,800	291,700	316,500	359,200	400,500	445,000	
	39	241,000	266,600	292,700	317,700	360,700	401,600	445,400	
	40	241,800	267,400	293,700	318,900	362,200	402,700	446,100	
	41	242,400	268,200	294,700	320,100	363,400	403,500	446,600	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	42	243,000	269,000	295,700	321,400	364,500	404,300	447,000
	43	243,600	269,800	296,700	322,700	365,700	405,100	447,400
	44	244,100	270,600	297,700	323,900	366,800	405,900	447,800
	45	244,600	271,300	298,700	324,800	367,800	406,300	448,200
	46	245,200	272,200	299,900	326,000	368,600	406,900	448,600
	47	245,700	273,000	301,000	327,200	369,600	407,400	449,000
	48	246,100	273,800	302,100	328,400	370,700	407,800	449,300
	49	246,500	274,500	303,200	329,500	371,700	408,200	449,600
	50	247,000	275,300	304,300	330,500	372,700	408,400	450,000
	51	247,500	276,000	305,400	331,500	373,700	408,700	450,300
	52	248,000	276,700	306,500	332,400	374,600	409,000	450,600
	53	248,300	277,400	307,600	333,300	375,400	409,300	450,900
	54	248,600	278,100	308,700	334,300	376,200	409,600	
	55	248,900	278,800	309,800	335,300	377,100	409,900	
	56	249,200	279,500	310,900	336,200	377,900	410,200	
	57	249,500	280,200	311,900	336,700	378,400	410,400	
	58	249,800	280,900	312,900	337,600	379,200	410,700	
	59	250,100	281,600	314,000	338,300	380,000	411,000	
	60	250,400	282,200	315,000	339,200	380,800	411,300	
	61	250,700	282,800	316,000	339,900	381,200	411,500	
	62	251,000	283,500	317,000	340,200	381,900	411,800	
	63	251,300	284,200	318,000	340,700	382,600	412,100	
	64	251,600	284,800	318,900	341,300	383,200	412,400	
	65	251,900	285,400	319,800	341,900	383,600	412,600	
	66	252,200	286,100	320,600	342,600	384,100		
	67	252,500	286,800	321,300	343,300	384,700		
	68	252,800	287,400	322,000	343,900	385,300		
	69	253,100	288,000	322,600	344,600	385,700		
	70	253,400	288,700	323,300	345,100	386,200		
	71	253,700	289,400	323,900	345,700	386,700		
	72	253,900	290,000	324,500	346,300	387,200		
	73	254,100	290,600	325,100	346,600	387,800		
	74	254,400	291,100	325,300	347,200	388,300		
	75	254,700	291,500	325,800	347,700	388,900		
	76	254,900	291,900	326,300	348,200	389,500		
	77	255,100	292,300	326,900	348,700	390,000		
	78	255,400	292,600	327,400	349,200	390,500		
	79	255,700	292,900	327,900	349,700	391,000		
	80	255,900	293,200	328,300	350,100	391,500		
	81	256,100	293,500	328,900	350,400	391,800		
	82	256,400	293,800	329,400	350,700	392,300		
	83	256,700	294,100	329,800	350,900	392,700		
	84	256,900	294,400	330,300	351,200	393,100		
	85	257,100	294,600	330,800	351,700	393,500		
	86		294,800	331,200	352,000			
	87		295,000	331,400	352,300			
	88		295,200	331,700	352,600			
	89		295,600	332,100	353,000			
	90		295,800	332,500	353,300			
	91		296,000	332,800	353,600			
	92		296,200	333,100	353,900			
	93		296,600	333,400	354,300			

	94		296,800	333,600	354,600				
	95		297,000	334,000	354,900				
	96		297,300	334,300	355,300				
	97		297,600	334,500	355,600				
	98		297,800	334,800	356,000				
	99		298,000	335,100	356,400				
	100		298,300	335,400	356,800				
	101		298,600	335,600	357,300				
	102		298,800	335,900	357,700				
	103		299,000	336,200	358,100				
	104		299,300	336,400	358,500				
	105		299,600	336,600	359,000				
	106			336,800					
	107			337,200					
	108			337,400					
	109			337,600					
	110			338,000					
	111			338,400					
	112			338,800					
	113			339,000					
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		193,500	220,100	248,700	262,300	288,000	329,200	371,900	434,400

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	208,200	241,200	278,300	293,700	311,000	343,000	381,900
	2	210,100	243,400	279,400	294,300	312,200	344,700	384,500
	3	211,900	245,600	280,500	294,900	313,500	346,400	387,200
	4	213,600	247,800	281,500	295,400	314,600	348,100	389,800
	5	215,300	250,000	282,500	295,900	315,700	349,800	392,000
	6	217,200	251,000	283,000	296,500	316,800	351,500	394,200
	7	219,000	251,900	283,500	297,100	317,900	353,200	396,500
	8	220,700	252,800	284,000	297,600	319,000	354,800	398,900
	9	222,400	253,700	284,500	298,100	320,100	356,400	400,800
	10	224,400	254,900	285,000	298,700	321,100	358,100	402,900
	11	226,300	256,000	285,500	299,300	322,100	359,800	405,100
	12	228,200	256,900	286,000	299,800	323,100	361,500	407,300
	13	230,200	257,700	286,500	300,300	324,100	362,900	409,200
	14	232,200	258,400	287,000	300,900	325,300	364,600	411,200
	15	234,200	259,100	287,500	301,500	326,500	366,300	413,300
	16	236,200	260,000	288,000	302,000	327,700	368,000	415,300
	17	238,200	261,100	288,500	302,500	328,800	369,800	417,300
	18	240,200	262,200	289,000	303,200	330,000	371,800	419,500
	19	242,300	263,300	289,500	303,900	331,100	373,800	421,700
	20	244,300	264,400	290,000	304,600	332,200	375,800	423,800

21	246,200	265,500	290,500	305,300	333,300	377,500	425,700
22	247,400	266,600	291,000	306,200	334,500	379,600	427,600
23	248,600	267,700	291,500	307,100	335,600	381,700	429,400
24	249,700	268,800	292,000	308,000	336,700	383,700	431,300
25	250,800	269,800	292,500	308,800	337,800	385,600	433,000
26	251,700	270,900	293,000	309,700	339,000	387,200	434,600
27	252,600	272,100	293,500	310,600	340,100	389,000	436,300
28	253,500	273,100	294,000	311,500	341,200	390,800	437,900
29	254,300	274,100	294,500	312,300	342,300	392,500	439,300
30	255,100	274,800	295,100	313,300	343,500	394,200	440,600
31	255,800	275,500	295,900	314,200	344,600	396,100	442,200
32	256,500	276,200	296,700	315,100	345,700	397,900	443,700
33	257,300	276,900	297,400	315,900	346,800	399,600	445,400
34	258,100	277,500	298,200	317,000	348,100	401,300	447,000
35	258,900	278,000	299,000	318,100	349,400	403,100	448,400
36	259,600	278,500	299,800	319,200	350,700	404,800	449,800
37	260,300	279,000	300,500	320,300	351,900	406,400	450,900
38	261,200	279,600	301,300	321,400	353,400	408,100	452,200
39	262,100	280,100	302,100	322,500	354,900	409,900	453,500
40	262,900	280,600	302,800	323,600	356,500	411,700	454,900
41	263,700	281,000	303,600	324,700	357,700	413,200	455,900
42	264,600	281,500	304,400	325,900	359,200	414,700	456,600
43	265,400	282,000	305,200	327,000	360,600	416,200	457,400
44	266,200	282,500	306,000	328,100	362,000	417,500	458,000
45	267,000	283,000	306,700	328,900	363,400	418,600	458,900
46	267,700	283,500	307,700	330,000	364,400	419,700	459,600
47	268,400	284,000	308,700	331,100	365,800	420,800	460,400
48	269,000	284,500	309,600	332,100	367,100	422,000	461,200
49	269,600	285,000	310,500	333,100	368,400	423,300	461,900
50	270,100	285,500	311,500	334,100	369,800	424,400	462,600
51	270,600	286,000	312,500	335,100	371,100	425,600	463,300
52	271,000	286,500	313,500	336,100	372,400	426,700	464,100
53	271,400	287,000	314,400	337,300	373,900	427,900	464,900
54	272,000	287,500	315,400	338,600	375,100	428,900	465,700
55	272,500	288,000	316,400	339,800	376,200	430,000	466,400
56	272,900	288,500	317,400	341,000	377,400	431,100	467,100
57	273,300	289,000	318,200	341,900	378,500	432,100	467,900
58	273,700	289,800	319,200	343,100	379,400	432,600	
59	274,100	290,600	320,200	344,200	380,400	433,200	
60	274,500	291,300	321,100	345,500	381,300	433,600	
61	274,900	292,000	322,000	346,500	381,900	434,200	
62	275,300	292,900	323,000	347,400	382,700	434,700	
63	275,700	293,800	324,000	348,500	383,500	435,100	
64	276,100	294,600	324,900	349,700	384,300	435,600	
65	276,500	295,400	325,800	350,800	385,000	436,100	
66	276,900	296,300	327,000	352,000	385,700	436,500	
67	277,300	297,100	328,200	353,200	386,400	436,800	
68	277,700	297,900	329,400	354,200	387,000	437,100	
69	278,100	298,700	330,100	355,300	387,600	437,500	
70	278,600	299,600	331,200	356,300	388,200		
71	279,100	300,500	332,300	357,400	388,900		
72	279,500	301,400	333,200	358,500	389,500		

	73	279,900	302,300	334,300	359,300	390,200		
	74	280,500	303,200	335,000	360,400	390,700		
	75	281,100	304,100	336,100	361,500	391,300		
	76	281,600	305,000	337,200	362,500	391,800		
	77	282,100	305,800	338,300	363,200	392,200		
	78	282,700	306,800	339,500	364,000	392,800		
	79	283,300	307,800	340,600	364,800	393,300		
	80	283,800	308,700	341,700	365,500	393,600		
	81	284,300	309,200	342,800	366,100	393,900		
	82	284,800	310,100	343,900	366,600	394,400		
	83	285,300	311,000	344,900	367,100	394,800		
定年前再	84	285,800	311,800	346,000	367,600	395,100		
任用	85	286,300	312,600	346,900	368,200	395,400		
短時	86	286,800	313,700	347,900	368,700	395,900		
間勤	87	287,300	314,700	348,800	369,200	396,400		
務職	88	287,800	315,700	349,800	369,700	396,900		
員以	89	288,300	316,600	350,700	370,100	397,200		
外の	90	288,800	317,700	351,500	370,500	397,600		
職員	91	289,300	318,700	352,300	371,100	398,100		
	92	289,800	319,700	353,100	371,600	398,500		
	93	290,300	320,500	353,700	371,900	398,900		
	94	290,900	321,200	354,300	372,400			
	95	291,500	321,900	354,900	372,800			
	96	292,100	322,500	355,600	373,100			
	97	292,700	323,000	356,000	373,700			
	98	293,200	323,300	356,400	374,200			
	99	293,700	323,900	356,900	374,700			
	100	294,200	324,500	357,300	375,200			
	101	294,700	324,900	357,800	375,800			
	102	295,200	325,500	358,200	376,300			
	103	295,700	326,100	358,700	376,800			
	104	296,100	326,600	359,100	377,200			
	105	296,500	327,000	359,400	377,800			
	106	297,000	327,500	359,900	378,300			
	107	297,500	328,000	360,300	378,800			
	108	297,800	328,500	360,600	379,300			
	109	298,000	328,900	361,000	379,900			
	110	298,300	329,300	361,500	380,300			
	111	298,500	329,600	362,000	380,800			
	112	298,800	329,900	362,500	381,300			
	113	299,100	330,200	363,000	381,900			
	114	299,300	330,600	363,500				
	115	299,600	330,900	364,000				
	116	299,800	331,200	364,400				
	117	300,100	331,400	364,800				
	118	300,400	331,700	365,200				
	119	300,700	332,000	365,700				
	120	301,000	332,200	366,200				
	121	301,300	332,400	366,600				
	122	301,700	332,700	367,100				
	123	302,000	333,000	367,600				

	124	302,300	333,300	368,100				
	125	302,500	333,500	368,400				
	126	302,700	333,800					
	127	303,000	334,200					
	128	303,400	334,400					
	129	303,600	334,600					
	130	303,900	334,800					
	131	304,300	335,200					
	132	304,700	335,400					
	133	304,900	335,700					
	134	305,200	336,100					
	135	305,500	336,500					
	136	305,800	336,900					
	137	306,000	337,200					
	138	306,300	337,600					
	139	306,600	338,000					
	140	306,900	338,400					
	141	307,100	338,700					
	142	307,500	339,100					
	143	307,900	339,400					
	144	308,200	339,800					
	145	308,400	340,100					
	146	308,600	340,500					
	147	308,900	340,900					
	148	309,300	341,300					
	149	309,500	341,600					
	150	309,700	342,000					
	151	310,000	342,400					
	152	310,300	342,800					
	153	310,700	343,100					
	154	310,900						
	155	311,100						
	156	311,400						
	157	311,700						
	158	312,000						
	159	312,300						
	160	312,600						
	161	313,000						
	162	313,400						
	163	313,700						
	164	314,000						
	165	314,400						
	166	314,700						
	167	315,000						
	168	315,300						
	169	315,700						
定年前再 任用 短時間勤 務職		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		240,300	260,800	268,100	278,600	295,000	332,700	377,500

員							
---	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に、「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

(金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 会計年度任用職員給料表（第3条関係）

職の種別	行政職		教育職	医療職(1)	医療職(2)		医療職(3)	
	1級		1級	1級	1級	2級	1級	2級
職務の級	給料月額		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
号給	円		円	円	円	円	円	円
1	183,900	200,400	292,100	189,100	227,900	208,200	241,200	
2	185,000	202,700	294,400	191,200	229,200	210,100	243,400	
3	186,200	205,000	296,700	193,300	230,600	211,900	245,600	
4	187,300	207,200	298,900	195,400	231,900	213,600	247,800	
5	188,500	209,400	301,000	197,400	233,100	215,300	250,000	
6	190,200	211,700	304,500	199,400	234,200	217,200	251,000	
7	191,800	213,900	308,000	201,400	235,200	219,000	251,900	
8	193,400	216,100	311,400	203,200	236,200	220,700	252,800	
9	195,000	218,300	314,900	205,000	237,300	222,400	253,700	
10	196,700	220,500	318,400	206,900	238,500	224,400	254,900	
11	198,300	222,700	321,800	208,800	239,800	226,300	256,000	
12	199,900	224,900	325,200	210,900	241,100	228,200	256,900	
13	201,500	227,100	328,600	212,600	242,400	230,200	257,700	
14	203,200	229,200	332,100	214,600	243,700	232,200	258,400	
15	204,900	231,400	335,500	216,800	245,000	234,200	259,100	
16	206,600	233,500	338,900	218,900	246,200	236,200	260,000	
17	207,900	235,600	342,300	221,000	247,400	238,200	261,100	
18	209,500	237,400	345,400	222,100	248,600	240,200	262,200	
19	211,100	239,100	348,500	223,200	249,800	242,300	263,300	
20	212,600	240,800	351,600	224,300	251,000	244,300	264,400	
21	214,100	242,500	354,800	225,400	252,100	246,200	265,500	
22	215,700	243,800	358,000	226,300	253,000	247,400	266,600	
23	217,300	245,100	361,100	227,200	253,800	248,600	267,700	
24	218,900	246,400	364,100	228,100	254,600	249,700	268,800	
25	220,500	247,600	367,100	229,000	255,400	250,800	269,800	
26	222,200	248,800	369,400	230,000	256,200	251,700	270,900	
27	223,500	250,000	371,700	230,900	257,000	252,600	272,100	

28	224,800	251,200	373,900	231,800	257,800	253,500	273,100
29	226,100	252,300	375,800	232,700	258,600	254,300	274,100
30	227,200	253,500	377,500	233,600	259,400	255,100	274,800
31	228,300	254,700	379,200	234,500	260,200	255,800	275,500
32	229,400	255,900	381,000	235,400	261,000	256,500	276,200
33	230,600	257,000	382,800	236,200	261,800	257,300	276,900
34	231,700	258,300	384,600	237,000	262,600	258,100	277,500
35	232,800	259,600	386,200	237,800	263,300	258,900	278,000
36	233,900	260,900	387,600	238,600	264,100	259,600	278,500
37	235,000	262,300	389,000	239,400	265,000	260,300	279,000
38	236,000	263,700	390,500	240,200	265,800	261,200	279,600
39	237,000	265,000	392,000	241,000	266,600	262,100	280,100
40	237,900	266,300	393,500	241,800	267,400	262,900	280,600
41	238,800	267,600	395,000	242,400	268,200	263,700	281,000
42	239,700	268,600	395,700	243,000	269,000	264,600	281,500
43	240,500	269,600	396,300	243,600	269,800	265,400	282,000
44	241,300	270,500	397,100	244,100	270,600	266,200	282,500
45	242,000	271,200	398,000	244,600	271,300	267,000	283,000
46	242,600	272,100	398,600	245,200	272,200	267,700	283,500
47	243,200	272,900	399,200	245,700	273,000	268,400	284,000
48	243,800	273,700	399,800	246,100	273,800	269,000	284,500
49	244,400	274,500	400,400	246,500	274,500	269,600	285,000
50	245,000	275,300	400,900	247,000	275,300	270,100	285,500
51	245,600	276,000	401,400	247,500	276,000	270,600	286,000
52	246,100	276,800	401,900	248,000	276,700	271,000	286,500
53	246,600	277,600	402,400	248,300	277,400	271,400	287,000
54	247,000	278,400	402,800	248,600	278,100	272,000	287,500
55	247,300	279,200	403,200	248,900	278,800	272,500	288,000
56	247,600	280,000	403,600	249,200	279,500	272,900	288,500
57	247,900	280,700	404,000	249,500	280,200	273,300	289,000
58	248,200	281,300	404,400	249,800	280,900	273,700	289,800
59	248,500	282,100	404,800	250,100	281,600	274,100	290,600
60	248,800	283,000	405,200	250,400	282,200	274,500	291,300
61	249,100	283,800	405,600	250,700	282,800	274,900	292,000
62	249,400	284,400	406,000	251,000	283,500	275,300	292,900
63	249,700	285,200	406,400	251,300	284,200	275,700	293,800
64	250,000	285,900	406,800	251,600	284,800	276,100	294,600
65	250,300	286,900	407,100	251,900	285,400	276,500	295,400
66	250,600	287,700		252,200	286,100	276,900	296,300
67	250,900	288,500		252,500	286,800	277,300	297,100
68	251,200	289,200		252,800	287,400	277,700	297,900
69	251,500	289,900		253,100	288,000	278,100	298,700
70	251,800	290,700		253,400	288,700	278,600	299,600
71	252,100	291,500		253,700	289,400	279,100	300,500
72	252,400	292,200		253,900	290,000	279,500	301,400
73	252,700	292,900		254,100	290,600	279,900	302,300
74	253,000	293,600		254,400	291,100	280,500	303,200
75	253,300	294,300		254,700	291,500	281,100	304,100
76	253,600	294,900		254,900	291,900	281,600	305,000

77	253,900	295,500		255,100	292,300	282,100	305,800
78	254,200	296,200		255,400	292,600	282,700	306,800
79	254,500	296,900		255,700	292,900	283,300	307,800
80	254,800	297,500		255,900	293,200	283,800	308,700
81	255,100	298,100		256,100	293,500	284,300	309,200
82	255,400	298,800		256,400	293,800	284,800	310,100
83	255,700	299,500		256,700	294,100	285,300	311,000
84	256,000	300,200		256,900	294,400	285,800	311,800
85	256,300	300,900		257,100	294,600	286,300	312,600
86	256,600	301,700			294,800	286,800	313,700
87	256,900	302,400			295,000	287,300	314,700
88	257,200	303,100			295,200	287,800	315,700
89	257,500	303,800			295,600	288,300	316,600
90	257,800	304,700			295,800	288,800	317,700
91	258,100	305,500			296,000	289,300	318,700
92	258,400	306,300			296,200	289,800	319,700
93	258,700	306,800			296,600	290,300	320,500
94		307,600			296,800	290,900	321,200
95		308,400			297,000	291,500	321,900
96		309,200			297,300	292,100	322,500
97		309,900			297,600	292,700	323,000
98		310,700			297,800	293,200	323,300
99		311,500			298,000	293,700	323,900
100		312,200			298,300	294,200	324,500
101		313,000			298,600	294,700	324,900
102		314,000			298,800	295,200	325,500
103		314,900			299,000	295,700	326,100
104		315,700			299,300	296,100	326,600
105		316,300			299,600	296,500	327,000
106		317,100				297,000	327,500
107		317,900				297,500	328,000
108		318,700				297,800	328,500
109		319,400				298,000	328,900
110		319,800				298,300	329,300
111		320,200				298,500	329,600
112		320,700				298,800	329,900
113		321,200				299,100	330,200
114		321,600				299,300	330,600
115		322,100				299,600	330,900
116		322,500				299,800	331,200
117		323,000				300,100	331,400
118		323,500				300,400	331,700
119		323,900				300,700	332,000
120		324,400				301,000	332,200
121		324,900				301,300	332,400
122		325,300				301,700	332,700
123		325,800				302,000	333,000
124		326,300				302,300	333,300
125		326,900				302,500	333,500

126		327,200				302,700	333,800
127		327,500				303,000	334,200
128		327,800				303,400	334,400
129		328,000				303,600	334,600
130		328,300				303,900	334,800
131		328,600				304,300	335,200
132		328,800				304,700	335,400
133		329,000				304,900	335,700
134		329,200				305,200	336,100
135		329,400				305,500	336,500
136		329,700				305,800	336,900
137		330,000				306,000	337,200
138		330,200				306,300	337,600
139		330,500				306,600	338,000
140		330,800				306,900	338,400
141		331,000				307,100	338,700
142		331,200				307,500	339,100
143		331,500				307,900	339,400
144		331,700				308,200	339,800
145		332,000				308,400	340,100
146		332,200				308,600	340,500
147		332,500				308,900	340,900
148		332,800				309,300	341,300
149		333,000				309,500	341,600
150		333,200				309,700	342,000
151		333,500				310,000	342,400
152		333,800				310,300	342,800
153		334,000				310,700	343,100
154						310,900	
155						311,100	
156						311,400	
157						311,700	
158						312,000	
159						312,300	
160						312,600	
161						313,000	
162						313,400	
163						313,700	
164						314,000	
165						314,400	
166						314,700	
167						315,000	
168						315,300	
169						315,700	

備考

- 1 この表及び別表第2において「行政職」とは、他の職の種別に属さない全てのフルタイム会計年度任用職員をいう。ただし、第33条及び第34条に規定する職員を除く。
- 2 この表及び別表第2において「教育職」とは、金沢市立工業高等学校に勤務するフルタイム会計年度任用職員で、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手その他これらに準ずる業務に従事するものをいう。
- 3 この表及び別表第2において「医療職(1)」とは、保健所等に勤務するフルタイム会計年度任用職員で、医

師及び歯科医師であるものをいう。

4 この表及び別表第2において「医療職(2)」とは、保健所等に勤務するフルタイム会計年度任用職員で、薬剤師、栄養士その他市長が定めるものをいう。

5 この表及び別表第2において「医療職(3)」とは、保健所等に勤務するフルタイム会計年度任用職員で、保健師、看護師その他市長が定めるものをいう。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下この項及び次条において「改正後の職員給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下この項、次項及び次条において「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。ただし、改正後の職員給与条例第21条第2項及び第3項（これらの規定を改正後の会計年度任用職員給与条例第16条第1項及び第30条第1項において準用する場合を含む。）並びに第22条第2項（改正後の会計年度任用職員給与条例第16条の2第1項及び第30条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定は、同年12月1日から適用する。

3 前項本文の規定にかかわらず、市長が別に定める会計年度任用職員については、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の職員給与条例の規定及び改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例及び第3条の規定による改正前の金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与条例の規定及び改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

金沢市長 村 山 卓

## ◎金沢市条例第58号

金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

金沢市職員退職手当支給条例（昭和28年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第9条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第3項中「日本電信電話株式会社の職員となり」を「日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条の2第1項に規定する日

本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。)の職員となり」に改める。

附則第9項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則第10項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附則第12項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3項、第9項及び第10項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第9条第11項(第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した金沢市職員退職手当支給条例第1条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)であってこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

---

金沢市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

金沢市長 村 山 卓

### ◎金沢市条例第59号

金沢市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

金沢市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第21条に次の1項を加える。

- 6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第26条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第2項中「第2項」の次に「及び第6項」を加える。

第27条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第60号

金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「10年間」を「12年間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年(2024年)12月20日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄